

第3期日置市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「第3期日置市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定める。

1 目的

「第2期日置市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度に終了することを受け、令和7年度から令和11年度における日置市の子ども・子育てに係る根幹となる計画を策定する。

2 業務の概要

- (1) 業務名 第3期日置市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務
- (2) 業務内容 別紙「第3期日置市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 契約金額の上限額 5,291,000円(消費税及び地方消費税を含む)

3 提案者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 日置市物品調達等に係る競争入札参加資格審査要綱(平成20年日置市告示第79号)第1条の入札参加資格を有する者
- (3) 日置市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱(平成17年日置市告示第21号)及び日置市物品調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱(平成22年日置市告示第23号)に基づく指名停止を受けていない者

4 担当課

日置市役所市民福祉部こども未来課子育て支援係(担当：田代)
〒899-2592 日置市伊集院町郡一丁目100番地
電話 099-201-3421(直通) FAX 099-273-3063

E-Mail kosodateshien@city.hioki.lg.jp

5 スケジュール

令和6年4月19日(金) 募集開始
令和6年4月30日(火) 質問受付締切
令和6年5月9日(木) 参加申出書締切
令和6年5月10日(金) 参加資格審査・提案書の提出要請
令和6年5月20日(月) 提案書提出締切
令和6年5月27日(月)午後 提案書プレゼンテーション及びヒアリング・事業者の選定
令和6年6月上旬 結果通知

6 参加申出手続

- (1) 提出期限 令和6年5月9日(木)必着
- (2) 提出場所 日置市役所市民福祉部こども未来課子育て支援係
- (3) 提出方法 担当課まで直接持参又は郵送(提出期限までに必着)とする。
- (4) 提出書類 公募型プロポーザル参加申出書(様式第1号)

7 提案書提出手続

- (1) 提出期限 令和6年5月20日(月)必着
- (2) 提出場所 日置市役所市民福祉部こども未来課子育て支援係
- (3) 提出方法 担当課まで直接持参又は郵送(提出期限までに必着)とする。ただし、電子データについては上記メールアドレスに提出することとする。
- (4) 提出書類
 - ア 企画提案書(任意様式)6部及び電子データ
 - イ 見積書及び見積内訳書(人件費、事業費などの内訳がわかるように積算を記載すること)1部
 - ウ 業務実績書(過去3年分)(様式第2号)6部及び電子データ

8 説明会の開催

本プロポーザルに関する説明会は行わない。

9 質問及び回答について

質問がある場合は、質問書(様式第3号)により、令和6年4月30日(火)までに電子メールで日置市役所市民福祉部こども未来課子育て支援係まで提出すること。電話及び直接来庁による質問は受け付けないものとする。なお、回答については、日置市ホームページに掲載する。

10 企画提案書の記載内容

企画提案書には、第2期子ども・子育て支援事業計画を考慮しつつ、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、その後の社会情勢の変化や国・県の動向を踏まえ、以下の内容について記載すること。

(1) 実施体制

業務の実施体制、役割分担、本業務に携わる担当者の業務実績及び勤務年数等を記載すること。

(2) アンケート調査

調査を実施するにあたり、調査項目や活用方法等について提案すること。

(3) 計画全般

本市を取り巻く現状・課題をどのようにとらえているか、アンケート調査並びに市が提供する数値等(保育事業全般)をどのように活用していくかなど、計画策定の基本的な考え方について提案すること。

(4) 子ども・子育て会議(策定委員会)の運営支援

子ども・子育て会議の会ごとの内容、流れ、また会議に対する支援内容について提案すること。

(5) 特色ある独自の提案内容

提案内容や同種業務実績での工夫点、独自性があれば提案すること。

(6) 業務スケジュール

本業務を遂行するにあたり、具体的なスケジュールを提案すること。

11 留意事項

- (1) 提出された企画提案書及び関係書類の修正又は変更は認めない。ただし、選定委員会が修正を認めた場合は、この限りではない。

- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
 - (3) 作成にあたっては、以下に示す計画書の内容を踏まえたものとする
こと(日置市ホームページよりダウンロード可)。
 - ア 第2次日置市総合計画
 - イ 第4期日置市地域福祉計画
 - ウ 日置市子どもの生活応援計画
 - エ 第3次日置市男女共同参画基本計画
 - オ 第5期日置市障がい者計画、第7期日置市障がい福祉計画及び第
3期日置市障がい児福祉計画
 - カ 日置市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画
 - キ 第3期日置市教育振興基本計画
 - ク 第4次日置市食育推進計画
- ※ウ 日置市子どもの生活応援計画を本計画に包括掲載する。
- (4) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
 - (5) 提案書等の著作権は提案者に属するが、必要な範囲で複写すること
がある。

12 審査方法、審査基準等

- (1) 選定委員会の設置
 - 企画提案書等の審査及び評価並びに最優秀提案者の選定を行うた
め、日置市子ども・子育て支援事業計画選定委員会（以下、「選定委
員会」という）を設置する。
- (2) 審査基準
 - 別表「採点基準表」のとおり
- (3) ヒアリング等の実施
 - 選定委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に
係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行うものとし、
実施方法は以下のア又はイのどちらかを選択することとする。
 - ア 市が指定した日時、場所での1社ごとの呼び込み方式
 - イ 市が指定した日時でのオンライン会議方式
 - ※オンライン会議方式を指定した場合、令和6年5月24日午前に機
器の接続状況を確認する。
 - ウ プレゼンテーション及びヒアリングの進め方

- a 1社の持ち時間は説明20分、質疑30分の計50分とする。
- b 呼び込み方式でのプレゼンテーション等の実施には、説明者及び補助者の計3人までが参加できるものとする。
- c 追加資料の配布は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用い、モニター等による説明は可能とする。モニター等については、本市にて準備するものとする。

(4) プレゼンテーション及びヒアリング実施日時並びに場所

令和6年5月27日午後

(5) 審査基準

ア 選定委員会において、審査員ごとに採点した点数で提案者を順位付けし、上位のものから1・2・3・4・5と配点した点数の審査員全員の合計が一番低い提案者を最上位として最優秀提案者を選定する。なお、最上位が同数出た場合は、審査員評価順位の1位が最も多いものを最優秀提案者とし、1位評価が同数の場合は、2位が最も多いものを最優秀提案者とする。(2位以降も同じ)

イ プロポーザルへの参加資格を確認した応募事業者が1社の場合は、最低評価基準点(総得点の6割)を超えていれば、優先交渉事業者として選定する。

ウ 選定委員会による採点と同点の場合には、評価項目6の点が高い方を上位とする。

(6) 審査結果の通知

最優秀提案者を選定したときは、速やかに企画提案者全員に対し、決定の可否を文書で通知するものとする。ただし、審査結果に関する異議の申し立ては一切受け付けない。

13 契約締結

最優秀提案者と協議が整い次第、速やかに日置市と契約手続きを進めていく。ただし、契約を辞退したとき又は不正と認められる行為等が判明したときは、審査の評価結果が上位の者から順に契約締結の交渉を行うものとする。

14 無効となる参加申出書又は提案書等

参加申出書又は提案書等が、以下に該当する場合は無効となることがある。

- (1) 提出方法、提出場所、提出期限に適合しないもの
- (2) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの

15 失格となる提案者

提案者が以下に該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 本要領に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (2) その他審査会が不適合と認めた場合

16 その他

本要領に定めのない事項については、日置市のプロポーザル方式実施要綱(平成21年10月1日告示第139号)の定めるところによる。